

## 第3章

### 流域水害対策協議会

## 第3章. 流域水害対策協議会

(法第6条及び第7条関係)

### 第1節 制度の目的 (法第6条及び第7条)

#### 2. 流域水害対策協議会制度について (特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係)

##### (1) 改正の趣旨

特定都市河川流域における関係者一体となった浸水被害対策を一層促進するため、特定都市河川法改正により、流域水害対策計画の内容を見直し、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項など、流域内の民間事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けることとしている。また、バックウォーター現象による浸水被害が頻発している状況を踏まえ、流域水害対策計画の策定に当たっては、当該特定都市河川が接続する河川の状況も勘案する必要が生じている。このため、流域水害対策計画の策定者である当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）に加え、当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者、さらには、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者、関係事業者及び住民の代表者等をはじめ、河川管理者等が必要と認める関係者も参画する流域水害対策協議会制度が創設され、流域水害対策計画の策定等に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことにより、流域水害対策計画の効果的な実施・運用を図ることとされたものである。

### 第2節 協議会の組織及び運営 (法第6条第1項及び第7条第1項)

#### (2) 協議会の組織及び運営

特定都市河川法改正により、同法第6条において、国土交通大臣が指定した特定都市河川流域における河川管理者等は、共同して、「流域水害対策協議会」を組織することとされ、同法第7条において、都道府県知事が指定した特定都市河川流域における河川管理者等は、共同して、「都道府県流域水害対策協議会」を組織することができることとされた。流域水害対策計画の円滑な作成や効果的な実施・運用のため、「都道府県流域水害対策協議会」についても積極的に組織することが望ましい。

協議会を組織する単位は、流域水害対策計画の策定単位を基本とし、既に組織されている類似の協議会等の枠組みを活用すること等も検討の上、適切に組織されたい。なお、同一の河川管理者が管理する複数の特定都市河川について、協議会をまとめて組織することが効果的な場合には、複数の河川を対象として一つの協議会として組織しても差し支えない。

また、円滑な協議の実施や都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、流域水害対策協議会の運営においては、複数の協議会を合同で開催したり、構成員や協議事項が類似・関連する他の協議会（例：大規模氾濫減災協議会、ダム洪水調節機能協議会、流域水循環協議会）と同日同会場での開催とする等により、連携することとしても差し支えない。

都道府県流域水害対策協議会の名称は、各都道府県の裁量に委ねられることとなるが、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等にも鑑みて決定されたい。

**【解説】**

河川管理者等は、共同して流域水害対策計画を定めなければならないことから、特定都市河川の指定後、計画の策定等に関する協議に着手するためにも、計画の実施・運用のための体制を構築する必要がある。

国土交通大臣が指定した特定都市河川流域においては、流域水害対策計画の策定主体が共同して、流域水害対策協議会を組織しなければならない。また、都道府県知事が指定した特定都市河川流域においては、都道府県流域水害対策協議会を組織することができることとされているが、河川管理者等による対策に加え、地方公共団体や民間事業者等による対策や緑地保全等を含む流出抑制対策、さらには洪水等を一時的に貯留する機能を有する土地の保全（貯留機能保全区域の指定）及び立地適正・居住誘導・住まい方の工夫等（浸水被害防止区域の指定）の関係者の協働による取組が円滑に協議され、効果的に実施・運用されるよう、積極的に組織することが望ましい。（図 3-1 参照）

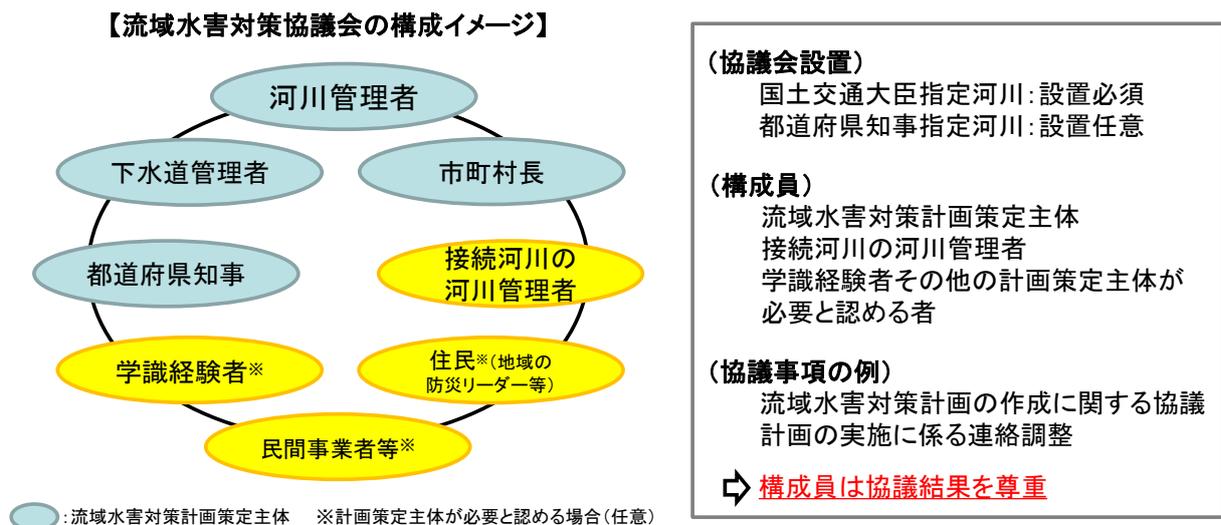
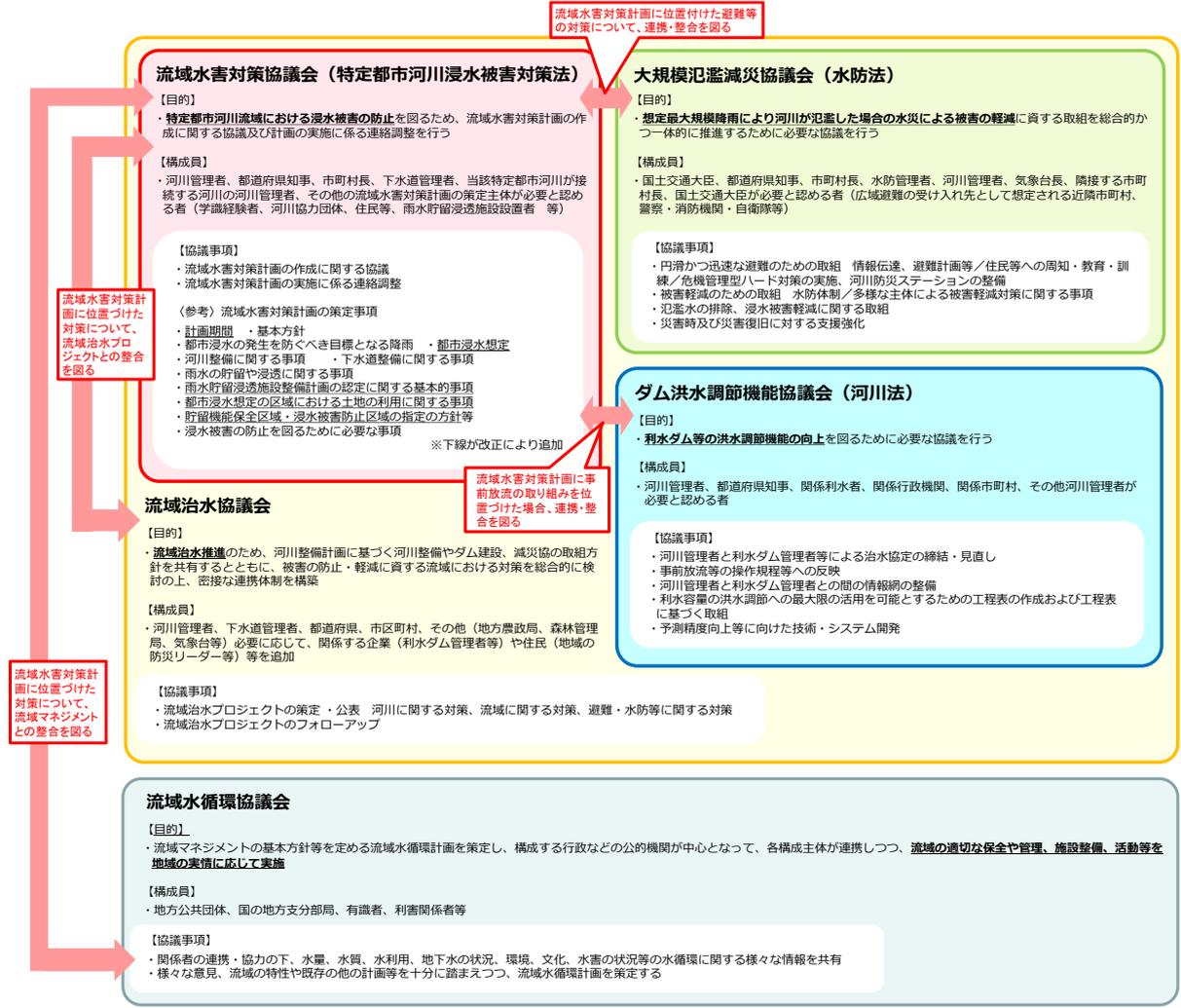


図 3-1 流域水害対策協議会の概要

また、既にある他の協議会等の枠組みを活用して流域水害対策協議会を組織することも可能である。

流域水害対策協議会の運営においては、他の協議会との間の円滑な協議の実施や都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、複数の協議会の合同開催、同日同会場での開催等により、連携することとしても差し支えない。協議会事務局（国、都道府県、市町村）が異なる場合にあっては、協議会事務局間で、あらかじめ、開催時期等について、年度末や出水期の前後などを念頭とした調整を図ることが考えられる。

流域水害対策協議会と構成員や協議事項が類似・関連すると考えられる他の協議会について、図 3-2 に示す。



※（ ）内は法定協議会の場合の根拠法令

図 3-2 流域水害対策協議会及び類似・関連すると考えられる他の協議会との関係

### 第3節 協議会の構成員（法第6条第2項及び第7条第2項）

#### （3）協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

また、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合で、かつ、前述の1.（3）に示す手順により特定都市河川流域の指定の手続きを講じる場合には、流域水害対策計画の策定

者とすることを念頭に、流域水害対策計画の検討への参画を促す観点から、当該区域が所在する地方公共団体も構成員に追加されたい。

【解説】

流域水害対策協議会の必須構成員は、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長、当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者並びに当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者である。

また、必須の構成員に加え、河川管理者等が必要と認める者を構成員とすることができる。例えば、関連する行政機関、専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者、広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、河川協力団体、水防協力団体のほか、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、雨水貯留浸透施設を整備しようとする企業、地域の防災活動を主導している住民等が考えられる。これらの者の参画については、流域水害対策協議会の意見も踏まえ選定することが考えられる。

なお、特定都市河川流域における内水域の有無にかかわらず、或いは、当該流域に係る下水道事業計画がない場合や今後の同計画の策定の見通しが不明な場合であっても、特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者は、協議会の構成員とならなければならない。

また、幹事会・部会・ワーキンググループ等の協議会の下部組織の設置や構成員に係る委任の可否等、協議会の運営に係る対応に当たっては、事務負担の軽減等の観点も踏まえつつ、協議会における協議・合意の上で、規定を設けることが考えられる。

参考までに、大和川流域水害対策協議会組織（構成員）について、図 3-3 に示す。

大和川流域水害対策協議会組織				○印は座長
河川管理者	○近畿地方整備局 局長 近畿地方整備局 建政部長 近畿地方整備局 河川部長	市町村長	宇陀市 市長 平群町 町長 三郷町 町長 斑鳩町 町長 安堵町 町長 川西町 町長 三宅町 町長 田原本町 町長 高取町 町長 明日香村 村長 上牧町 町長 王寺町 町長 広陵町 町長 河合町 町長 大淀町 町長	
河川管理者、 都道府県知事	奈良県 知事 奈良県 総務部長 奈良県 危機管理監 奈良県 水循環・森林・景観環境部長 奈良県 食と農の振興部長 奈良県 県土マネジメント部長 奈良県 地域デザイン推進局長			
市町村長、 下水道管理者	奈良市 市長 大和高田市 市長 大和郡山市 市長 天理市 市長 橿原市 市長 桜井市 市長 御所市 市長 生駒市 市長 香芝市 市長 葛城市 市長	計画策定主 体が必要と 認める者	近畿農政局 農村振興部長 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所 所長 近畿地方環境事務所 所長 近畿財務局 奈良財務事務所 所長 奈良地方気象台 台長 奈良県防災士会 理事長	

図 3-3 流域水害対策協議会の構成員の例（大和川流域水害対策協議会規約より）

なお、流域水害対策協議会の構成員とする河川管理者の考え方については、特定都市河川の河川管理者はもちろん、「特定都市河川が接続する河川の河川管理者」である「当該特定都市河川が下流部で直結している河川の河川管理者」を基本とするが、これに加え、当該特定都市河川と整合した河川の整備及び管理を行う必要がある河川があると認める場合には、河川管理者等が必要と認める者をその構成員とすることができることを踏まえ、当該河川の河川管理者を構成員に追加することも考えられる。

流域水害対策協議会への河川管理者の追加の判断に当たっては、当該特定都市河川の河川管理者において必要性等を検討した上で、他の必須構成員の合意を得ることが望ましい。

#### 第4節 協議会の留意事項（法第6条第3項及び第7条第3項）

##### （4）協議事項

協議会においては、流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うこととされている。

具体的には、流域水害対策計画の策定のため、計画対象降雨をはじめとする計画事項について協議するとともに、それぞれの事項を実施するために必要な役割分担、進捗管理を行うものとする。

##### （5）協議結果の尊重

特定都市河川法改正により、同法第6条第3項及び第7条第3項において、協議会で協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。ここでいう「協議が調う」とは、協議会の構成員が取組の実施に合意することと、「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項について、取組を実施する責務を負うことと解釈される。

##### （6）フォローアップ

協議会は、流域水害対策計画の変更に関する協議についても行うこととされているため、流域水害対策計画の策定後は、後述する流域水害対策計画の計画管理について、毎年協議会を開催する等により行われたい。

#### 【解説】

流域水害対策協議会で「協議が調う」とは、都市浸水による被害の防止・軽減を図るための取組に関する事項について、当該事項を実施する責任を有する構成員が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することである。

流域水害対策計画の策定後は、毎年協議会等を開催するなど、対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて、土地利用の状況等の情勢の変化に対応した計画の見直しを行う。